

## ワーキンググループ運用規則

2011年7月6日制定

### (目的)

第1条 本規則は、GEMITS アライアンスパートナーズ規約(以下、「規約」という)第24条に基づき、ワーキンググループ(以下、「WG」という)の円滑な運営を図ることを目的として、WG について定めるものである。

### (用語の定義)

第2条 本規則において、用語の定義は規約のそれに従う。

### (WG の設置及び解散)

第3条 WG の設置および解散は、理事会の議決による。

### (WG 委員の選出及び任期)

第4条 WG 委員は、理事会が会員或いは会員の社員又は役員の中から公募し委嘱する。

2 WG 委員の任期は、理事会が決定するものとする。

### (WG 委員の職務)

第5条 WG 委員は、理事会の議決に基づき、WG を開催して次の各号を審議する。

- (1) 専門事項に関する問題点の検討と対策の立案
- (2) その他専門事項に関し理事会が必要と認めた事項

### (WG の構成)

第6条 WG には、委員長1名及び副委員長1名又は2名を置き、WG 委員の互選により選出する。

### (WG の開催及び議事)

第7条 WG は、必要の都度委員長が招集する。また、WG の議長は委員長とし、開催日時、開催場所、出席者及び議事概要を記載した議事録を作成するものとする。

### (理事会への報告)

第8条 WG は、WG での審議状況について定期的に理事会に報告するものとする。

### (WG に関わる費用)

第9条 WG の業務遂行に要する費用の支出は、理事会の承認のもとに、本会が負担するものとする。

### (規則の改廃)

第10条 本規則の改廃は、理事会において行うものとする。

### (附則)(2011年7月6日制定)

第1条 本規則は、2011年7月6日から適用する。